



福島医発第541号（地）

平成21年6月11日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

新型インフルエンザの重症患者を感染症病床の定員を
超過して入院させる場合等の取扱いについて

医療機関が新型インフルエンザの重症患者を感染症病床の定員を超過して入院させた場合の医療法上の取扱い、診療報酬上の取扱いについて、Q&A形式で厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局から各都道府県等の衛生主管部局長に対し、添付のとおり事務連絡が出された旨、別紙のとおり日本医師会より周知方協力依頼がありました。

今回のQ&Aでは、医療機関が新型インフルエンザの重症患者を感染症病床の定員を超過して入院させた場合、医療法上の取扱いにおいては、同法施行規則第10条に規定する「臨時応急」の場合に該当するとして、緊急時の一時的なものに限りこれを認めるという趣旨です。

また、診療報酬上では、災害等やむを得ない事情の場合として、当該病床種類の入院患者に対する入院基本料の減算は行わないこと、ただし、患者を廊下や処置室等の病室以外に収容した場合は、当該患者に係る入院基本料は算定できない等の取扱いが示されています。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、関係医療機関への周知方何卒よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 毛利康茂
新型インフルエンザ対策委員会
会長 丸山 泉

(地Ⅲ66F)

平成 21 年 6 月 9 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

新型インフルエンザの重症患者を感染症病床の定員を
超過して入院させる場合等の取扱いについて

医療機関が新型インフルエンザの重症患者を感染症病床の定員を超過して入院させた場合の医療法上の取扱い、診療報酬上の取扱いについて、Q & A 形式で厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局から各都道府県等の衛生主管部局長に対し、添付のとおり事務連絡が出され、本会にも周知方協力依頼がありました。

今回の Q & A では、医療機関が新型インフルエンザの重症患者を感染症病床の定員を超過して入院させた場合、医療法上の取扱いにおいては、同法施行規則第 10 条に規定する「臨時応急」の場合に該当するとして、緊急時の一時的なものに限りこれを認めるという趣旨です。

また、診療報酬上では、災害等やむを得ない事情の場合として、当該病床種類の入院患者に対する入院基本料の減算は行わないこと、ただし、患者を廊下や処置室等の病室以外に収容した場合は、当該患者に係る入院基本料は算定できない等の取扱いが示されています。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下の郡市区医師会および関係医療機関に対し周知いただきたくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成21年6月5日

各

〔	都道府県	〕	新型インフルエンザ対策担当部（局）御中
	政 令 市		
	特 別 区		

厚生労働省
新型インフルエンザ対策推進本部 事務局

新型インフルエンザの重症患者を感染症病床の定員を超過して
入院させる場合等の取扱いについて

今般、医療機関が新型インフルエンザの重症患者を感染症病床の定員を超過して入院させる場合の医療法及び診療報酬上の取扱いに係るQ&Aを別添の通りまとめましたので、管内各保健所・医療機関への周知方よろしくお願いします。

(別添)

医療法について

1. 医療機関が新型インフルエンザの重症患者を感染症病床の定員を超過して入院させる場合等の医療法上の取扱い如何。

(答)

新型インフルエンザの患者を、緊急時の対応として、①感染症病床の病室に定員を超過して入院させる場合、②一般病床、療養病床、精神病床若しくは結核病床の病室に入院させる場合又は③廊下や処置室等病室以外の場所に入院させる場合は、医療法施行規則第10条ただし書の臨時応急の場合に該当する(参考1、参考2)。

ただし、その場合においても、個室隔離や動線の分離など、感染拡大防止等安全性の確保に十分に注意する必要がある。

なお、定員超過入院等は緊急時の一時的なものに限られ、常態化する場合には、医療法の感染症病床の増床手続を行う必要がある(新型インフルエンザ患者を入院させるための病床については、医療法施行規則第30条の32の2第1項第11号の病床に該当するため、医療法第30条の4第7項により、都道府県は、厚生労働省に協議し同意を得た病床数を基準病床数に加えて、増床手続を行うことができる(参考3)。緊急に増床を行う必要がある場合は、厚生労働省医政局指導課に相談していただきたい。)

診療報酬について

2. 新型インフルエンザの患者が多数入院してきたため、病室に所定病床数を上回る患者を入院させることとなった場合、入院基本料の減額措置の対象となるのか。

(答)

災害等やむを得ない事情の場合には、当該減額規定は適用しないため、今回の新型インフルエンザが原因で定数超過となった場合には、減算とはならない（参考1）。

3. 新型インフルエンザの患者を廊下や処置室等の病室以外の場所に収容した場合は、入院基本料は算定できるか。

(答)

患者を廊下や処置室等の病室以外の場所に収容した場合は、入院基本料は算定できない。ただし、当該患者に対して行う処置等に係る診療報酬については、算定要件を満たせば算定できる。

4. 新型インフルエンザの患者を入院させる病床を臨時的に確保した場合、看護要員の配置数や病床数が、留意事項通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成20年3月5日保医発0305002）」の「第3 届出受理後の措置等」のただし書に定める届出を要しない一時的な変動の範囲内であれば、既存病床に入院する患者について7対1入院基本料を算定することができるか。

(答)

届出を要しない一時的な変動の範囲内である場合※には、算定できる。

※ 入院基本料算定病棟における看護要員と入院患者の比率については、暦月で1ヶ月を超えない期間の1割以内の一時的な変動は認められている。

(平成一一年二月一五日)

(総第一〇号・保険発第一三号)

(各都道府県衛生主管(部)局長・民生主管(部)局長あて厚生省健康政策局総務課長・厚生省保険局医療課長通知)

○ インフルエンザの流行に係る医療法施行規則第一〇条等の取扱いについて

医療法施行規則(昭和二三年厚生省令第五〇号)第一〇条及び保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三二年厚生省令第一五号)第一条第二項並びに入院環境料等の算定等に係る診療報酬上の措置については、その取扱いに遺憾なきを期されているところであるが、今般のインフルエンザの流行に伴い、左記のとおり、当該取扱いを念のため周知徹底することとしたので、御了知の上、貴管下医療機関等の関係者に周知されたい。

記

一 医療法施行規則第一〇条により、病室に定員以上の患者を収容することや病室以外の場所に患者を収容することは、患者の療養環境の悪化を招くため、原則認められていないところであるが、インフルエンザの流行等により近隣の医療機関に受け入れ体制がないなどの緊急時においては、定員以上の収容を認めているものであること。

また、保険医療機関及び保険医療養担当規則第一条第二項により、保険医療機関は、医療法(昭和二三年法律第二〇五号)に基づき許可等を受けた病床数(以下「許可等病床数」という。)の範囲内で患者を入院させなければならないこととされているが、インフルエンザの流行等の場合は、同項但書の「災害その他のやむを得ない事情がある場合」に該当し、許可等病床数を超えて患者を入院させることができるものであること。

ただし、やむを得ず定員超過収容等を行う場合においても、一時的なものに限り、常態化することは認められず、院内感染には十分注意する必要があること。

二 診療報酬においては、保険医療機関における入院の適正化を図るため、当該保険医療機関の所定病床数を上回る入院患者を入院させているいわゆる定数超過入院については、入院環境料、看護料及び入院時医学管理料の減額を行うとともに、入院時食事療養(I)及び特別管理の届出並びに新看護等の届出を行うことができないこととされているが、一のインフルエンザの流行等に伴う緊急時の定数超過入院については、入院環境料等の減額等の措置を適用しないものとして取り扱っているものであること。

○ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)(抄)

第10条 病院、診療所又は助産所の管理者は、患者、妊婦、産婦又はじょく婦を入院させ、又は入所させるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる事項については、臨時応急のため入院させ、又は入所させるときは、この限りでない。

- 一 病室又は妊婦、産婦若しくはじょく婦を入所させる室（以下「入所室」という。）には定員を超えて患者、妊婦、産婦又はじょく婦を入院させ、又は入所させないこと。
- 二 病室又は入所室でない場所に患者、妊婦、産婦又はじょく婦を入院させ、又は入所させないこと。
- 三 精神病患者又は感染症患者をそれぞれ精神病室又は感染症病室でない病室に入院させないこと。
- 四 同室に入院させることにより病毒感染の危険のある患者を他の種の患者と同室に入院させないこと。
- 五 病毒感染の危険のある患者を入院させた室は消毒した後でなければこれに他の患者を入院させないこと。
- 六 病毒感染の危険のある患者の用に供した被服、寝具、食器等で病毒に汚染し又は汚染の疑あるものは、消毒した後でなければこれを他の患者の用に供しないこと。

○ 特定の病床等に係る特例について

特定の病床等については、各区域で整備する必要のあるものに関し、各区域で基準病床数を超える病床が存在する等（病床過剰地域）の場合でも必要に応じ例外的に（都道府県知事の勧告が行われることなく）整備できるものとされている。

1. 特定の病床に係る特例

医療法第30の4第7項、医療法施行令第5条の4、医療法施行規則第30の32の2第1項

(1) 対象病床

- ① がん又は循環器疾患の専門病床
- ② 小児疾患専門病床
- ③ 周産期疾患に係る病床
- ④ 発達障害児の早期リハビリテーション等に係る病床
- ⑤ 救急医療に係る病床
- ⑥ 薬物（アルコールその他）中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、合併症を伴う精神疾患に係る病床
- ⑦ 神経難病に係る病床
- ⑧ 緩和ケア病床
- ⑨ 開放型病床
- ⑩ 後天性免疫不全症候群に係る病床
- ⑪ 新興・再興感染症に係る病床
- ⑫ 治験に係る病床
- ⑬ 診療所の療養病床に係る病床

(2) 特 例

厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数

2. 人口急増等に係る特例

医療法第30の4第6項、医療法施行令第5条の3、医療法施行規則第30の32

(1) 対 象

- ① 急激な人口の増加が見込まれる
- ② 特定の疾病に罹患する者が異常に多い
- ③ その他特別な事情が認められる

(2) 特 例

厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数